

# 学校いじめ防止基本方針

平成29年9月改定

長崎県立佐世保北高等学校

長崎県立佐世保北中学校

## 目指す生徒像 高い倫理観と品性をもった生徒

- 自己肯定感をもった生徒
- 高い自律意識をもった生徒
- 調和のとれた豊かな心をもった生徒
- 志をもった生徒
- 誠実な生徒
- 心身ともにたくましい生徒

## いじめ防止への取組

### 【教職員】

- 報告・連絡・相談体制の確立
- 道徳教育・道徳の時間の充実
- SC・SSWや外部機関との連携
- 生徒に対する合理的配慮
- 生徒が相談しやすい雰囲気づくり
- 諸活動に主体的に参加する生徒の育成
- 学校基本方針の周知・評価・見直し
- 人権教育や生命尊重の教育の充実
- 保護者との信頼関係づくり
- 校内研修の実施

### 【生徒】

- いじめの実態理解
- いじめを生まない言動
- 積極的な諸活動への取組

### 【保護者】

- 家族団欒
- よりよい生き方への語り合い
- 学校支援

## 早期発見への取組

### 【教職員】

- 報告・連絡・相談体制
- 定期アンケート調査
- 個人面談
- SC・SSWを活用した相談体制
- 保護者との情報交換
- 相談機関等の周知

### 【生徒】

- 挨拶運動等
- 友人への相談
- 身近な大人への相談

### 【保護者】

- 子どもの様子の把握
- 学校の様子の把握
- 学校への情報提供

## いじめ対策委員会

### 【役割】

- いじめ対策の年間計画
- いじめの相談・通報窓口
- 情報収集・記録・情報共有
- いじめ問題対応の中核

### 【校内構成メンバー】

- 校長・副校長・教頭・生徒指導主事
- 教育相談主任・総括主任・総務主任
- 学年主任・生徒指導担当・学年職員

### 【外部委員】

- SC・SSW・PTA代表者・学校評議員・学校支援会議委員

※事案に応じて、メンバーの中から必要メンバーを抽出し、いじめ対策委員会を開催する。その中核を生徒指導主事とする。

## いじめに対する措置

### 【教職員】

- いじめ対策委員会
- 事実の把握
- 被害生徒の安全確保
- 加害生徒への指導
- 保護者への協力依頼
- 集団への働きかけ
- 事後指導の継続
- SC・SSWや外部機関との連携

### 【生徒】

- 事実の報告
- SC・SSW面談
- いじめ克服の努力

### 【保護者】

- 冷静な対応
- 落ち着いた行動への助言
- 学校支援

### 【教職員・生徒・保護者】

いじめ解消の要件の見極め

## PTA及び関係機関等との連携

- 担任・保護者間の相互連携
- 開かれた学年・学級PTA
- 積極的な広報活動
- 学年・学級PTA等でのいじめ防止研修
- 学校開放
- 学校評議員、学校支援委員との相談
- 生徒・保護者へ相談機関の紹介
- 警察・児童相談所等との相談

※SC：スクールカウンセラー  
SSW：スクールソーシャルワーカー

## 重大事態への対応

- 県教育委員会への報告
- 具体的な事実調査
- 生徒の学校生活の安定
- 職員の安定
- 適切な情報提供
- PTAへの説明
- 警察・児童相談所等との連携
- 報道機関への対応

## 【補足】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）  
《例》

- ・冷やかしかやからかい、悪口や文句、嫌なことを言われたり、仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ・ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりされる。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。